

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第15号

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年新潟県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付資格の認定等の申請)</p> <p>第3条 貸付けを受けようとするもの（以下「借受希望者」という。）は、<u>貸付資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）及び貸付申請書に次の各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げるもの以外のもの <u>経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画</u>を記載した書類（以下「事業計画書」という。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(貸付資格の認定等の決定)</p> <p>第5条 知事は、第3条の規定により<u>認定申請書及び貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに法第7条第1項の認定及び貸付けの可否を決定するものとする。</u></p> <p>2 知事は、<u>法第7条第1項の認定及び貸付けを行うと決定したときは、貸付資格認定書及び貸付決定通知書を借受希望者に交付するとともに、その旨を、当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁業協同組合（以下「漁協」という。）の長及び東日本信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）の長（第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る認定申請書及び貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、信漁連の長）に通知するものとする。</u></p> <p>3 知事は、<u>法第7条第1項の認定及び貸付けを行わないと決定したときは、その旨を、借受希望者及び当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁協の長（第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る認定申請書及び貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者）に通知するものとする。</u></p> <p>(貸付資格の認定等の取消し)</p> <p>第7条 知事は、借受希望者又は貸付けを受けたも</p>	<p>(貸付けの申請)</p> <p>第3条 貸付けを受けようとするもの（以下「借受希望者」という。）は、貸付申請書に次の各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げるもの以外のもの <u>沿岸漁業改善資金をもつて行う事業の計画</u>を記載した書類（以下「事業計画書」という。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第5条 知事は、第3条の規定により貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに貸付けの可否を決定するものとする。</p> <p>2 知事は、貸付けを行うと決定したときは、その旨を、<u>借受希望者並びに当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁業協同組合（以下「漁協」という。）の長及び東日本信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）の長（第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者及び信漁連の長）に通知するものとする。</u></p> <p>3 知事は、貸付けを行わないと決定したときは、その旨を、借受希望者及び当該借受希望者の住所地をその地区内に含む漁協の長（第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者）に通知するものとする。</p> <p>(貸付決定の取消し)</p> <p>第7条 知事は、借受希望者が、第5条第2項の規</p>

の（以下「借受者」という。）が第3条各号に規定する計画を達成する見込みがなくなつたと認められるときは、法第7条第1項の認定を取り消し、貸付資格認定取消書によりその旨を借受希望者又は借受者に通知するものとする。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、借受希望者が、第5条第2項の規定による貸付決定通知書の交付を受けた日から30日以内に借用証書を提出しないときは、当該貸付けの決定を取り消すものとする。

（償還金の支払猶予）

第8条 借受者が、法第10条の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書に次に掲げる区分により証明書又は診断書を添えて別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 災害又は政令第7条の規定による死亡については、市町村長（当該災害が火災の場合にあつては消防署長、盗難の場合にあつては警察署長）の発行する証明書
- (2) 政令第7条の規定による疾病又は負傷については、医師の発行する診断書

2 （略）

（事業計画の変更）

第9条 借受者は、第3条各号に規定する計画の変更（軽微な変更を除く。以下「事業計画の変更」という。）をする必要が生じたときは、事業計画変更承認申請書をあらかじめ知事に提出しなければならない。

2 （略）

（様式）

第14条 第3条の認定申請書、貸付申請書及び事業計画書、第5条第2項の貸付資格認定書及び貸付決定通知書、第6条の借用証書、第7条第1項の貸付資格認定取消書、第8条第1項の支払猶予申請書、第9条第1項の事業計画変更承認申請書並びに第10条の事業完了報告書の様式は、別に定めるものとする。

定による通知を受けた日から30日以内に借用証書を提出しないときは、当該通知に係る決定を取り消すものとする。

（償還金の支払猶予）

第8条 貸付けを受けたもの（以下「借受者」という。）が、法第10条の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書に次に掲げる区分により証明書又は診断書を添えて別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 災害又は政令第6条の規定による死亡については、市町村長（当該災害が火災の場合にあつては消防署長、盗難の場合にあつては警察署長）の発行する証明書
- (2) 政令第6条の規定による疾病又は負傷については、医師の発行する診断書

2 （略）

（事業計画の変更）

第9条 借受者は、第3条第1項各号に規定する計画の変更（軽微な変更を除く。以下「事業計画の変更」という。）をする必要が生じたときは、事業計画変更承認申請書をあらかじめ知事に提出しなければならない。

2 （略）

（様式）

第14条 第3条の貸付申請書及び事業計画書、第6条の借用証書、第8条第1項の支払猶予申請書、第9条第1項の事業計画変更承認申請書並びに第10条の事業完了報告書の様式は、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。